

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (ギリシャ首相による強化措置の発表)

2021年12月1日
在ギリシャ日本国大使館

1 11月30日、ギリシャ首相は年末の休暇に向け、オミクロン変異種に対する感染予防措置として、以下の新たな措置を発表しました。なお、今回の措置は未だ官報に掲載されておりませんので、詳細については判明次第、別途お知らせさせていただきます。

●60歳以上の者に対して、遅くとも1年半ばまでにワクチン接種を開始することを義務化し、1月16日までに1回目の接種をしていない者には、毎月100ユーロの違反金を課すこととする。

●ワクチン接種・未接種を問わず、18歳以上の全市民にセルフテスト2キットを無料配付する。12月6日から12月12日の間に1キット、1月3日から1月7日の間に1キットを配付する。

2 ワクチン強化接種に関して

(1) 18歳以上については、ワクチン接種完了後5.5か月経過した時点で強化接種の予約が可能となっており、6か月を経過した時点で強化接種が可能とされています。(※ジョンソンエンドジョンソンのワクチン接種完了者は、接種完了2か月後を経過した時点で強化接種可能です。)

なお、12月13日から、60歳以上については、強化接種をしない限り、接種完了後7か月を経過した時点でワクチン接種証明書による入店などができなくなるとされています。

(2) 詳細は未発表ですが、12月6日から、海外で2回ワクチン接種を受けた者がギリシャで3回目強化接種を受けられるよう、KEP行政サービスセンターにおける登録システムが発足される予定です。

3 海外のワクチン接種証明書の有効性

ギリシャ政府は、海外のワクチン接種証明書はギリシャ国内で有効であるとして、当地の証明書への切り替えは行わないと発表しています。

在ギリシャ日本国大使館 (領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp